

○富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料減免規則

平成28年3月29日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例（平成27年条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、保育料を減免することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。

(資格)

第3条 減免の対象となる支給認定保護者（以下「減免対象保護者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 生計を一にしている世帯に関する保育料を滞納していないこと。
- (2) 市町村民税の所得割課税額が169,000円未満の世帯に属する富士吉田市に住所を有する者であること。
- (3) 第2子以降の3歳未満児が条例第2条第2号に規定する小学校就学前子どもであって、当該児童を扶養する者であること。

(申請)

第4条 減免対象保護者は、保育料減免申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 生計を一にしている世帯の状況が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、必要な審査を行い、減免すると決定したときは、保育料決定通知書（様式第2号）により減免対象保護者に通知するものとする。

(減免)

第6条 市長は、前条の規定により保育料を減免すると決定したときは、減免対象保

護者から徴収する条例別表第2における3歳未満児に対する第2子以降に係る保育料（第2階層から第5階層までに限る。）について、その全額を免除する。

（変更）

第7条 減免対象保護者は、第4条の規定により提出した申請書の内容に変更（ただし、軽微な変更は除く。）があったときは、保育料減免変更申請書（様式第3号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

（廃止）

第8条 前条の規定により変更届が提出され、減免対象保護者でなくなつたと認められるときは、保育料減免廃止通知書（様式第4号）により、減免対象保護者に対して通知するものとする。

（取消及び返還請求）

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により、第5条の減免決定を受けた者があると認めるときは、当該対象者に対して、第5条の決定を取消し、第6条の規定により減免した額の全部又は一部について請求を行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者（支給認定保護者）
住 所 富士吉田市

氏 名 印

保 育 料 減 免 申 請 書

富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例第4条及び富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料減免規則第4条の規定に基づき、下記の認定子どもについて保育料の減免を申請します。

記

1 認定子どもの氏名等

ふりがな 氏 名	生年月日	年齢※	性別	利用施設名
	年 月 日		男・女	

※年齢は申請年度の4月1日時点の年齢を記入してください。

2 生計を一にしている世帯員の情報

区分	ふりがな 氏 名	認定子ども との続柄	生年月日	年齢※	同居・別居の別
支給認定 保護者			年 月 日		同居・別居
認定 子ども		本人	年 月 日		同居・別居
支給認定保護者と生計を一にしている世帯員			年 月 日		同居・別居
			年 月 日		同居・別居
			年 月 日		同居・別居
			年 月 日		同居・別居
			年 月 日		同居・別居
			年 月 日		同居・別居

※年齢は申請年度の4月1日時点の年齢を記入してください。

3 次の該当する□にチェックしてください。

ひとり親世帯 ・ その他の世帯

4 情報提供に係る署名欄

市が上記の保育料の減免の可否を決定するにあたり、公簿を閲覧すること及びその情報に基づき決定した保育料について、利用施設に対して提示することに同意します。

支給認定保護者

印

備考

1 添付書類

- (1) 2 欄に記載されている世帯員のうち、別居している世帯員について、生計を一にしていることが確認できる書類（例：健康保険証、別居している世帯員の住民票等）

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

富士吉田市長 印

保 育 料 決 定 通 知 書

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

保育料については、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日			
所得階層		所得調定額	

決 定 額	
-------	--

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

申請者（支給認定保護者）
住 所 富士吉田市

氏 名 印

保 育 料 減 免 変 更 申 請 書

年 月 日付け第 号で決定を受けた保育料の減免について、下記のとおり変更がありましたので申請します。

記

対象認定子どもにおける変更事項等

ふりがな氏名	生年月日	年齢	性別	利用施設名
	年 月 日		男・女	
変更事項	変更前			
	変更後			

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（支給認定保護者）

様

富士吉田市長

印

保育料減免廃止通知書

年 月 日付けで変更申請のあった保育料の減免については、下記のとおり廃止しましたので通知します。

記

1 減免を廃止する認定子ども

氏名	生年月日	年齢	性別	利用施設名
	年 月 日		男・女	

2 減免廃止年月日 年 月 日

3 減免の廃止に伴う保育料の変更について

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

○教示

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に富士吉田市長に対して審査請求をすることができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に富士吉田市を被告として（訴訟において富士吉田市を代表するものは富士吉田市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)